

品川区特別支援学校給食費補助金支給要綱

令和5年6月14日教育長決定

品川区教育委員会要綱第21号

改正 令和5年12月12日教育長決定

品川区教育委員会要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区に住所を有し、特別支援学校に在籍する児童および生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対し、品川区特別支援学校給食費補助金（以下「補助金」という。）を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の例による。

(対象者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者を補助金の支給対象とする。

(1) 次のアおよびイのいずれにも該当する者

ア 児童生徒およびその保護者が、品川区に住所を有すること

イ 児童生徒が、東京都、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人または私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する特別支援学校の小学部または中学部に在籍していること

(2) 教育長が前号に掲げる者に準ずると認めるもの

(補助金の支給)

第4条 教育長は、前条に該当する児童生徒の保護者が、同条第1号アおよびイのいずれも充たす期間（同条第2号に該当する者にあつては、教育長が同条第1号に掲げる者に準ずると認める期間）に負担した学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定に基づく学校給食に要する経費（以下「給食費」という。）に対し、補助金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、次の各号のいずれかに児童生徒が該当する場合において、第1条の目的を達成するため必要と認めるときは、給食費に相当すると認める経費に対し、補助金を支給することができる。

(1) 食物アレルギー等のため学校給食を喫食していない場合

(2) 学校給食の実施がない場合

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条各号のいずれかに該当することにより支給の申請をした日の属する年度の給食費に相当する額とし、教育長は、予算の範囲内において支給するものとする。ただし、前条第2項第2号に該当する場合は、教育長が別に定める額とす

る。

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒または当該児童生徒の保護者が次の各号に規定する給食費に係る扶助等を受けるときは、当該各号に規定する制度により補助、免除等を受ける額（給食費に係る部分に限る。）を控除した額を支給する。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者であつて、同法第 13 条に規定する教育扶助を受けているもの

(2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）第 2 条の規定による給食費の支給を受けている者

(3) その他国および地方公共団体の制度により、給食費等に関する補助または免除を受けている者

（支給の申請）

第 6 条 補助金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ特別支援学校給食費補助申請書兼口座振込依頼書（第 1 号様式）に教育長が必要と認める書類（以下「添付書類」という。）を添付し、自ら申請しなければならない。

2 前項の申請は、品川区電子申請サービスによる申請に代えることができる。

（申請の審査）

第 7 条 教育長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、申請者に対する補助金の支給の可否および支給区分を決定しなければならない。

2 教育長は、前項の決定において必要な申請書記載事項または添付書類に不足があるときは、必要事項不明通知書（第 2 号様式）により、申請者に対し、必要な書類の提出等を求めるものとする。この場合において、当該申請者は、教育長の定める期限までに当該書類を提出しなければならない。

（支給の決定）

第 8 条 教育長は、前条第 1 項の規定により補助金を支給することを決定したときは、特別支援学校給食費補助金支給決定通知書（第 3 号様式）により、支給決定内容（支給区分を含む。）を申請者（以下「支給決定者」という。）に通知しなければならない。

2 教育長は、前条第 1 項の規定により補助金を支給しないことを決定したときは、特別支援学校給食費補助金不支給決定通知書（第 4 号様式）により、その理由を付して申請者に通知しなければならない。

（申請の却下）

第 9 条 教育長は、申請者が第 7 条第 2 項の指定した期限までに書類の提出その他の必要な手続きを完了しないときは、当該申請を却下することができる。この場合において、教育長は、特別支援学校給食費補助却下通知書（第 5 号様式）により、当該申請者にその旨通知しなければならない。

（支給期間）

第 10 条 補助金は、申請をした日の属する年度の 4 月分から翌年の 3 月分まで支給する。

ただし、第13条の規定により支給決定を取り消された者にあつては、当該支給決定を取り消された日の属する月の分まで支給するものとする。

(支給方法)

第11条 補助金は、支給決定者の預金口座に直接振り込むものとする。

(事情変更等の届出)

第12条 支給決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる変更内容を変更届(第6号様式)により、遅滞なく教育長に届け出なければならない。

- (1) 保護者および児童生徒が品川区から転出したとき 転出日および転出先の住所
- (2) 児童生徒が転校したとき 転校日および転校先学校名
- (3) 振込口座に変更があったとき 変更後の預金口座に係る情報
- (4) 第5条第2項の給食費に係る扶助等を受けたとき 当該扶助等の内容、金額等

(支給決定の取消し)

第13条 教育長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に規定する要件を欠いたとき
- (2) 給食費に係る扶助等の受給状況が変化したとき
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けたとき

2 教育長は、前項の規定により補助金支給決定を取り消したときは、特別支援学校給食費補助支給決定取消通知書(第7号様式)により、理由を付して、当該取消を受ける者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 支給決定者は、前条の規定による補助金支給決定の取消しにより過払いとなるときは、教育長の指定した期限までに遅滞なくこれを返還しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年1月5日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

特別支援学校給食費補助申請書兼口座振込依頼書

品川区長 あて
品川区教育長 あて

申請年月日 年 月 日

特別支援学校給食費補助金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。また、私への支給が認められたときは、特別支援学校給食費補助金を下記の口座に振り込んでください。

記

1 申請者および児童生徒

フリガナ			生年月日
申請者氏名 (保護者氏名)			年 月 日
住所	〒	電話番号	
		() -	
フリガナ			生年月日
児童生徒氏名			年 月 日
在籍学校名		学年	学年
在籍期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

2 児童生徒の転校の有無（年度中のものに限る。）

年度中の転校の有無（予定を含む。）		有（下記を記入。） ・ 無
転校履歴	在籍期間 ※	学校名
	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	

※ 年4月1日以降に現在の在籍学校以外の学校に在籍されていた場合は記入してください。

3 給食費に関する他の補助金等

受給中の学校給食費に関する他の補助金等	受給範囲	金額
名称	全部・一部	円
名称	全部・一部	円

4 振込先口座

口座振替 依頼書	銀行・信用金庫・信用組合	本店・支店・出張所	種目	口座番号							
	金融機関コード	店舗コード		1 普通							
			2 当座								
	ゆうちょ銀行（右づめ）										
	フリガナ										
口座名義人											

(申請者署名欄)

支給の可否の審査にあたり、私および当該申請児童・生徒の住民基本台帳ならびに生活保護の受給状況ならびに当該申請児童生徒の在籍校に関する情報を品川区教育委員会が閲覧することに同意します。また、申請後、当該児童生徒の区外転出、転校等により受給条件を充たさなくなった際は、速やかにその旨届け出ます。

保護者署名

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長 印

必要事項不明通知書

先に申請のありました特別支援学校給食費補助金について、判定のため必要な書類が添付されていませんでした。

下記の期限までに品川区教育委員会事務局学務課に提出してください。

なお、期限を超過した場合は、判定に必要な情報が不足していることを理由に、却下となります。

記

内 容	
保護者氏名	
児童生徒氏名	
学年	
在籍学校名	
不足している書類	
提出期限	年 月 日

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長 印

特別支援学校給食費補助金支給決定通知書

先に申請のありました特別支援学校給食費補助金について、次のとおり支給することを決定しましたので、通知します。

記

決 定 内 容		
保護者氏名		
児童生徒氏名		
学年		
在籍学校名		支給区分
支払方法	口座振込	
振込先	申請時に届け出た金融機関等の口座	
備考		

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長 印

特別支援学校給食費補助金不支給決定通知書

先に申請のありました特別支援学校給食費補助金について、次のとおり不支給とすることを決定しましたので、通知します。

記

決 定 内 容	
保護者氏名	
児童生徒氏名	
学年	
在籍学校名	
不支給の理由	<input type="checkbox"/> 品川区に在住していないため <input type="checkbox"/> 都立特別支援学校に在籍していないため <input type="checkbox"/> 他の制度によりすでに給食費の全額を補助または免除されているため
備 考	

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長 印

特別支援学校給食費補助却下通知書

先に申請のありました特別支援学校給食費補助金について、次のとおり却下とすることを決定しましたので、通知します。

記

決 定 内 容	
保護者氏名	
児童生徒氏名	
学年	
在籍学校名	
不支給の理由	書類不備により支給要件の充足を確認できないため
備 考	

品川区長 あて

品川区教育長 あて

保護者 氏 名

住 所

電話番号

変 更 届

先に申請した特別支援学校給食費補助金支給に関し、下記の事項について変更がありましたので、届け出ます。

記

(1) 区外転出

住所	転出前	〒
	転出後	〒
転出日		年 月 日

(2) 年度中の転校

学校	以前の学校	
	現在の学校	
転校日		年 月 日

(3) 口座変更（口座振替依頼書）

変更後口座	銀行・信用金庫・信用組合	本店・支店・出張所	種目	口座番号								
			1 普通									
				2 当座								
	金融機関コード					店舗コード						
	ゆうちょ銀行記号番号											
	フリガナ											
	口座名義人											

(4) 給食費に係る扶助等の受給状況

補助金等名称		実施団体	
変更内容	受給開始 ・ 受給中止		
受給期間	年 月 日から	年 月	日まで
既受給額	円		
その他 特記事項			

(5) 辞退届

特別支援学校給食費補助金の受給を辞退します。

辞退理由	
辞退期間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長 印

特別支援学校給食費補助金支給決定取消通知書

年 月 日付で決定した特別支援学校給食費補助金について、次のとおり支給決定を取り消すことを決定しましたので、通知します。

記

認 定 取 消 内 容	
保護者氏名	
児童生徒氏名	
学年	
在籍学校名	
取消決定年月日	年 月 日
取消しの理由	